

株式会社チャンネル・ユー 有線テレビジョン放送契約約款

株式会社チャンネル・ユー（以下「当社」といいます）と、当社が行う業務の提供を受けるもの（以下「加入者」といいます）との間に結ばれる契約（以下「加入契約」といいます）は、次の条項によります。

（加入者の定義）

- （1） 基本契約とは、同一敷地内で生計を一つにする世帯との契約をいいます。
- （2） 一棟契約とは、同一敷地内にある複数世帯の賃貸住宅でその住宅の所有者、居住者の代表またはその代理となる者が、その居住内の全部または一部の世帯分を一括して契約するものをいいます。

第1条（当社のサービス提供）

当社は、当社が総務省に登録した業務区域内の加入者に次の業務を提供します。

- 一 テレビジョン放送の同時再放送サービス、ならびに当社による自主放送サービス。
- 二 FMラジオ放送の同時再放送サービス。
- 三 上記業務に付帯するサービス、または当社が加入者に提供するその他のサービス。

第2条（契約の単位）

当社は加入者引込線（以下「引込線」といいます）1回線ごとに1つの加入契約を締結します。ただし、加入契約の形態によっては、引込線1回線により複数世帯が加入する場合には契約の単位を加入者毎とします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者がこの契約約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

但し、次の事項に該当すると判断した時は、加入申込みを承諾しないことがあります。また、承諾後であっても承諾の取消を行う場合があります。

- 一 加入申込書に虚偽の記載があったとき。
- 二 当社の料金等の支払いを怠る恐れがあるとき。
- 三 当社のサービス提供が技術的な理由などで困難と判断したとき。
- 四 当社の業務に著しい支障があるとき。
- 五 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないとき。
- 六 反社会勢力に該当するとき。

第4条（加入金）

加入者は、別に定める料金表の加入金を定められた期日までに当社に支払うものとします。

2. 支払われた加入金は返戻しません。但し、加入契約内容を記した申込書の写しの受領日から8日間は放送法第150条の第3項に定められた初期契約解除制度に基づいて全額を返金します。

第5条（利用料）

加入者は、業務提供を受けた月から別に定める料金表の利用料を原則として毎月、定められた期日までに当社に支払うものとします。

2. 一棟契約については、その都度別途に協議の上定めるものとします。
3. 当社の責に帰すべき事故等により、当社が第1条（当社のサービス提供）に定めるすべてのサービスを、月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月の利用料は日割り計算とします。但し、10日の起算日はその月の1日から月末までとします。
4. 当社は、社会情勢の変化により利用料の改定をすることが出来るものとし、改定する場合は最低1ヶ月前に当社が定める方法で加入者に通知します。
5. NHK日本放送協会のテレビ受信料（衛星放送の受信料を含む）、及び株式会社スター・チャンネル等のオプション番組加入料及び視聴料は含まないものとします。

第6条（最低利用期間）

光テレビサービスには、当社が別に定める最低利用期間があります。

2. 加入者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期間までに、別表に定める解約時負担金を支払っていただきます。

第7条（料金等の支払方法）

加入者は、別に定める料金表に従い、定められた期日までに遅滞なく支払うものとし、原則として当社が指定する銀行口座振替で継続的に支払って頂きます。但し、加入者と当社との合意に基づくその他の支払方法で行う場合はこの限りではありません。

2. 当社は、原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

第8条（施設の設置及び費用の負担等）

当社は、本施設のうち放送センターからクロージャーマまでの設置に要する費用を負担します。加入者はクロージャーマの引込端子から受信機までの設置に要する費用を負担して頂きます。但し、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等加入者敷地内及び宅内の特別工事を必要とする場合は、加入者はその費用を負担します。

2. 加入者は、引込設備及び設置端末機器の電気を用意し、その費用を負担するものとします。
3. 本施設の設置工事は当社、または当社が指定する工事業者が行うものとします。
4. 当社は、次の事項、または当社の責に帰さない原因により発生した損失または損害については責任を負わないものとします。
 - 一 当社がサービスを提供した以降に生じた、クロージャーマから受信機等までの加入者の施設に起因する事故の場合。
 - 二 天災地変、降雨減衰、落雷、土砂崩れ、火災、その他当社の責によらない原因で事故が生じた場合。
 - 三 電力会社からの給電が受けられず当社の設備が稼働できず生じた事故の場合。
 - 四 放送事業者、衛星事業者、番組供給会社の責による事故が発生した場合。または当社を含めた前記事業者による設備の維持管理上必要な計画停止やメンテナンス作業等の一時停止の場合。
5. 加入者は、引込線の設置工事について、予め地主、家主、その他利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日苦情が生じた場合でも、当社はその責を負わないものとします。
6. 加入者は設備の敷設に必要な自営柱の建柱用地を無償で提供するものとします。

第9条（便宜の提供）

加入者は、当社が行う施設の調査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物の立ち入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

第10条（故障）

当社は、加入者からサービス提供の受信に異常の申し出があった場合は、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。

2. 異常の原因が加入者側の施設にある場合は、その保守費用は加入者が負担するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に必要な費用を負担して頂きます。
4. 当社は、放送センターからV-O-N-U（映像用光回線接続端末）までの施設について維持管理し、故障が起きない様に出来る限り、故障の未然予防に努めます。

第11条（契約の変更等）

加入者は、契約中に当初の届出内容と異なる項目が出てきた場合は、直ちに当社に届け出るものとします。

2. 加入者は、設置場所の変更が生じた場合、直ちに当社に届け出て頂きます。当社が総務省に登録した業務区域内において、当社の承認を得た上で、移動、変更することができるものとします。

3. 加入者の異動が生じた場合は、当社の承認を得て加入者の名義変更を行うことが出来るものとします。
 - 一 相続、または法人の併合の場合。
 - 二 変更予定の加入者は、従来の加入契約の設置場所、債務などをそのまま引き継ぎ、加入権利を継承することを届け出て頂きます。当社はその届け出を受け、承認できる場合は名義変更を受け付けます。

第12条（加入契約の解除）

加入者が加入契約を解除する場合は、直ちに当社にその旨を書面により申し出るものとします。

2. 利用料の支払いについては、解約を申し出た月迄の利用料を支払って頂きます。
3. 加入者は、すべてのサービスを解約する場合に、料金表に定める引込設備撤去に係る工事費用を当社に支払うものとします。また、V-O-N-Uが貸与品の場合は、当社に返却するものとします。なお、当社に返却が無い場合は、当社は既定の機器損害金を請求します。
4. 解約日については、解約の旨を記した書面を提出した月の末日を解約日とします。
5. 当社は、第5条（利用料）に定める利用料の支払義務を3ヶ月継続して怠った加入契約については業務停止ができるものとします。また支払を遅滞してその状況を解消する様催告しても改善の意思が認められないと判断した加入契約については当社の定める期間が経過した後、加入契約を解除するものとします。
6. 当社は、加入者がこの契約約款に違反する行為があったと認めた場合は加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、サービスの提供を停止し、或いは加入契約を解除することがあります。この場合は、加入者はこの加入契約によるすべての権利を失うものとします。また、この契約の解除により、NHK日本放送協会や株式会社スター・チャンネル等の支払い等の損失または損害については、当社は責任を負わないものとします。
7. 当社は、理由の如何を問わず業務提供を停止したり、もしくは、加入契約を解除したことにより加入者が加入以前の状態に復帰しようとする場合は、一切の責を負うことなく、加入者の責任と費用で行うものとします。

第13条（初期契約解除）

加入者は、当社の加入契約内容を記した申込書の写しの受領日から8日間は放送法第150条に定められた解除制度に基づいて加入契約の解除（以下「初期契約解除」といいます）ができます。初期契約解除は、前条（加入契約の解除）は適用されず初期契約解除の通知がされた日が解約日となります。但し、当社は加入者に別に定める料金表の工事費、利用料、契約の締結に要した費用の対価請求が出来るものとします。

第14条（セットアップボックス）

1. STBは、加入者が当社から購入したものとします。
2. STBの取付工事代は加入者の実費負担となります。
3. 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意して頂きます。
4. 経年劣化や故障に伴うリモコンの買い替え等の費用は加入者の負担となります。
5. 加入者が当社より購入したSTBの保証期間は購入の日から1年間です。但し、STBを本来の使用方法に従って使用しなかった場合はこの限りではありません。

第15条（CASカードの取扱い）

当社は、契約に基づいたCASカードを貸与します。

2. B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
3. 解約時にはCASカードをすみやかに当社に返却して頂きます。また、当社は、加入者にCASカードの返却を請求することができるものとします。
4. 加入者の故意または過失によりCASカードを破損、紛失した場合には、当社はこの損害分を加入者に請求できるものとします。
5. CASカードの所有権は当社に帰属するものとし、当社が行う作業以外のデータの追加、変更ならびに改竄、複製することを禁止します。この行為により当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については加入者に全額を賠償して頂きます。
6. 加入者は、CASカードを第三者に譲渡或いは貸し出し等を禁止するものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

当社は、加入者に関する個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適切に取扱うものとします。尚、以下の利用目的以外に、加入者の個人情報を利用する必要が生じた場合は、事前の同意を得るものとします。

2. 当社は、前項により知り得た個人情報を次の各号の範囲を超えて利用しないものとします。
 - 一 サービスの契約、工事の施工及び料金請求や収納業務の為に利用する場合。
 - 二 当社が提供するサービスの加入促進や各種アンケート調査の実施の為に利用する場合。
 - 三 サービスの変更及び休廃止の案内の為に利用する場合。
 - 四 加入者からの苦情・相談対応業務の為に利用する場合。
 - 五 当社が提供するサービスのアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行う為に利用する場合。
 - 六 サービスの向上及び新規開発を行う為、個人情報を個人の識別が出来ない統計情報として利用する場合。
3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲内で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。その場合には、適切な取扱い及び保護を行うよう指示、監督を行うものとします。
4. 当社は、次の各号に該当する場合を除き、いかなる第三者にも個人情報を提供しないものとします。
 - 一 個人情報の主体者本人から同意を得た場合。
 - 二 人の生命、身体または財産の保護の為に必要である場合。
 - 三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合。
 - 四 国の機関もしくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合。
 - 五 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合。
 - 六 警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合。
5. 当社は、加入者の個人情報への不正なアクセスや個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に努めるものとします。
6. 当社は、加入者の個人情報について開示等の請求があった場合は、本人もしくは正当な代理人によることが確認できた場合に限り、開示等を行うものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

加入者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- 一 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます）であること
 - 二 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 三 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 四 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 五 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 六 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
 3. 加入者が前二項に違反した場合、当社は通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに契約を解除することができるものとします。
 4. 当社は、第3項の規定により利用契約を解除した場合、サービス利用者に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

第18条（定めなき事項）

この契約約款に定めていない事項、あるいは疑義が生じた場合は、お互いに信義誠実の原則に立ち、円満に解決に当たるものとします。

第19条（約款の改正）

この契約約款は総務大臣に届け出た上で予告無く改正することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

<付則>

- (1) 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付すことができるものとします。
- (2) この約款は、2022年4月1日より施行します。